



フィットネス会員規約

〔名称及び所在地〕

第 1 条 本クラブの名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本クラブ」といいます)

〔運 営〕

第 2 条 本クラブの運営・管理(メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)はセントラルスポーツ株式会社が行います。

〔目 的〕

第 3 条 本クラブは、入会されたメンバーが本クラブ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともにメンバー相互の親睦を密にし、品位あるクラブライフをエンジョイすることを目的とします。

〔入会資格〕

第 4 条 ①本クラブに入会できる方は、別に定める各メンバー種類の各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「メンバー」といいます)
②刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、メンバーの円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

〔メンバーの種類〕

第 5 条 本クラブのメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。

〔入会手続〕

第 6 条 本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第20条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

〔入会諸費用〕

第 7 条 メンバーは、本クラブの定める入会諸費用を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会諸費用は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会諸費用は返還しません。

〔資格停止及び除名〕

第 8 条 本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。
一 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
二 本クラブの施設を故意に毀損したとき。
三 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
四 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
六 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
八 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
九 その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

〔メンバー資格の喪失〕

第 9 条 メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。メンバーが資格を喪失した場合には、第11条に規定するメンバーズカードその他本クラブから貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

〔メンバー資格の譲渡禁止〕

第10条 メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること(相続を含みます)はできません。

〔会員証〕

第11条 メンバーが本クラブを利用しようとするときは、会員証を提示しなければなりません。

〔会費等の支払〕

第12条 メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。(月会費は、メンバーが本クラブのメンバー資格を有する限り、現実には本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

〔施設利用料〕

第13条 メンバーは、本クラブを利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

〔休 会〕

第14条 ①メンバーは、各月の10日までに本クラブの定める方法で休会手続きを行うことにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
②一回の手続きによる休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度手続きを行うことにより延長が可能です。(最長、1回につき連続1年間まで)

〔メンバー種類の変更〕

第15条 メンバーは、各月の10日までに本クラブの定める方法で変更手続きを行うことにより、翌月からメンバー種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

〔退 会〕

第16条 メンバーは、各月の10日までに本クラブの定める方法で退会手続きを行うことにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、退会手続きが完了しない限り会費支払義務は発生するものとします。

〔ビジターの利用〕

第17条 本クラブは、メンバーの同伴によりメンバー以外の方(以下「ビジター」といいます)に本クラブを利用させることができます。ビジターは、本クラブの施設を利用するにあたり、本規約第20条に準ずるものとします。
前項の規定にかかわらず、本クラブは必要に応じてビジターの入場制限をすることができます。なお、ビジターの料金、その他に関する規則は別に本クラブが定めます。

〔休 業〕

第18条 本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

〔施設の廃止・利用制限等〕

第19条 ①本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。
一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
二 施設の改造または補修工事実施のとき。
三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。
②本クラブは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、あらかじめ館内掲示することにより開催することができます。なお、メンバーはこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、メンバーに対する補償はいたしません。
③各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合は、前項の一般向けスクールの開催の規定を準用します。

〔メンバーの利用及び事故〕

第20条 ①メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
②本クラブは、メンバーが本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
③メンバーは、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

〔責任事項〕

第21条 メンバーは、本クラブがメンバー制であることを認識し、同伴したビジターの本クラブ内における行為、クラブに対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

〔変更事項〕

第22条 メンバーは、住所または連絡先等に変更のあった場合は速やかに所定の方法で手続きをするものとします。

〔諸費用の改定〕

第23条 本クラブは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

〔細 則〕

第24条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

〔改 定〕

第25条 本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

〔附 則〕

第26条 本規約は2023年5月1日より施行します。

〔名称及び所在地〕

名 称：セントラルスポーツ株式会社

所在地：東京都中央区新川1-21-2 茅場町タワー